

## 中国著作権登録制度の最新動向

何 英 韜\*

**抄 録** 近年、中国の著作権登録件数は大幅に増加しており、一般著作物の著作権の登録件数は2011年の46万1,363件から2018年の235万1,952件に、ソフトウェア著作権の登録件数も2011年の10万9,342件から2018年の110万4,839件に増加し、著作権登録の著作権保護および産業発展の支えとしての役割が日増しに顕著になっている。しかし、著作権登録の法律上の位置付けはまだ明確でなく、依然として著作権帰属に起因する紛争が時折発生しており、著作権取引の安全が脅かされ、権利者の権利の保障が困難となっている。本稿では、法律の規定と実際の事例を組み合わせ、中国の著作権登録制度と著作権登録の発展の傾向、ならびに中国で著作権登録を行うときの注意事項および中国で著作権登録制度をいかにして有効活用するかという点について紹介する。

### 目 次

1. はじめに
2. 著作権登録の効力と意義
  2. 1 著作権登録に関する法律の規定
  2. 2 著作権登録の効力と意義
  2. 3 著作権法改正草案中の著作権登録制度に関する規定
3. 著作権登録の運用状況
4. 著作権登録に関する注意事項
  4. 1 一般著作物に関して
  4. 2 ソフトウェアに関して
  4. 3 タイムスタンプに関して
5. 模倣品対策における著作権登録の活用
  5. 1 商標の抜け駆け出願の防止
  5. 2 電子商取引における知的財産権保護
  5. 3 行政摘発
  5. 4 民事訴訟
  5. 5 刑事訴訟
6. おわりに

### 1. はじめに

中国の著作権に関する法律の規定によると、著作権の取得には自動効力発生主義（無方式主義）を取り入れている。つまり、法律の要件に

適合する著作物がひとたび完成すると、権利者は著作権を自動的に取得し、登録を効力発生の要件としない。中国の著作権法中に著作権登録に関する規定はないが、主に行政法規、部門規章（省・委員会が制定する規則、日本の省令に相当）および司法解釈（最高人民法院および最高人民検察院による法律の具体的適用に関する解釈）によって定められている<sup>1)</sup>。「著作権法実施条例」第6条には「著作権は著作物の創作が完成した日から発生する」と定められ、「著作物自主登録試行規則」第1条の規定では「作者又はその他の著作権者及び著作物の使用者の合法的な権利を守り、著作権の帰属に起因する著作権紛争の解決に資し、著作権紛争の解決に初歩的な証拠を提供するため、ここに本規則を定めるものである」とされている。

中国の著作権登録には次の3種類がある。1つ目は、申請者が著作物について著作権登録機関に登録を申請し、登録証を申請人が著作権を有することを推定する初歩的な証明（相手側か

\* 北京集佳知識産権代理有限公司  
パートナー 中国弁護士 Yingtao HE

ら権利帰属に関する反対証拠が提出されなければ、証書に記載されている者が関連作品の権利者であるとされる証明)とする制度であり、通常、著作物登録と呼ばれる。2つ目は、著作権に譲渡、使用許諾など権利の変動が生じたときに、関係当事者が著作権登録機関に譲渡または許諾契約の登録を申請する制度で、一般に契約登録と呼ばれる。そして3つ目は、著作権に質権を設定し、質権設定者と質権者が質権設定登録を行うことで質権設定契約が効力を生じる制度であり、これは質権設定登録である。

近年、中国の著作権の登録件数は大幅に増加しており、一般著作物の著作権の登録件数は2011年の46万1,363件から2018年の235万1,952件に、ソフトウェア著作権の登録件数は2011年の10万9,342件から2018年の110万4,839件に増加した。また、各級政府は登録費用の調整を継続的に図っており、登録申請者の登録にかかるコストが下がっている。例えば、北京、上海、江蘇などの地域では著作物登録業務に対して強力な財政支援を行い、著作物の無料登録制度が段階的に実施されている。財政部の「一群の行政・事業性料金徴収の撤廃・規範化に関する政策に係る通知(財税[2017]20号)」の要求に基づき、中国版權保護センターは2017年4月1日よりソフトウェア著作権の登録料の徴収を停止し、ソフトウェア著作権の登録にかかるコストが大幅に下がった。

実際の生産・経営活動において、著作権の帰属の問題に起因する紛争は時折発生しており、著作権取引の安全が脅かされ、権利者の権利の保障が困難となっている。著作権登録制度は著作権者の権利を明確にする法的制度であり、著作権の登録を行うことは、著作権取引の促進および保障、ならびに著作権関連産業の繁栄と発展の促進に資する。著作権登録によって、著作権の帰属を明確にし、帰属に関する紛争を減少させ、文化資源を蓄積し、著作権の有効な運用

を推し進め、著作物の創作と普及を促進することができる。他方では、作者の著作物の原作品が著作権登録という方法により保護され、派生著作物も著作権法により保護されてはじめて、出版者による積極的な投資が行われ、それにより優れた著作物が生みだされる。著作権登録業務は著作権公共サービス体系を構成する重要な部分でもあり、著作権者の法的権利を保護し、著作権の取引の安全を保障し、著作権の有効な運用を推し進め、著作物の創作と普及を促進し、著作権関連産業の発展を促すという点において重要な役割を果たしている。

本稿では、法律と実際の事例を組み合わせ、中国の著作権登録制度と著作権登録の発展の傾向、ならびに中国で著作権登録を行うときの注意事項および中国で著作権登録制度をいかにして有効活用するかという点について紹介する。

## 2. 著作権登録の効力と意義

### 2.1 著作権登録に関する法律の規定

中国の「著作権法」には著作権登録についての規定は存在せず、主に行政法規、部門規章および司法解釈で定められている。「コンピュータソフトウェア保護条例」ではコンピュータのソフトウェアなどの特殊な著作物の登録に関する問題について定めている。国家版權局による1994年の「著作物自主登録試行規則」および2002年の「コンピュータソフトウェア著作権登録規則」では、著作物登録の自主原則、登録範囲、具体的手続きなどについて定めている。管理に関して、一般著作物については分散型の管理を行い(中国版權保護センターおよび省、直轄市、自治区の著作権管理部門による。「著作物自主登録施行規則」第3条)、ソフトウェアの著作物については集中管理を行う(中国版權保護センターによる。「コンピュータソフトウェア著作権登録規則」第6条)。2002年に最高

人民法院が公布した「關於審理著作權民事糾紛案件適用法律若干問題的解釋（著作權に関する民事紛争事件審理での法律適用に係る若干の問題に関する解釋）」において、著作物登録証を証拠とすることができることと定められ、著作物登録証の証拠能力が明確にされた。国家版權局は近年、一連の規範性文書を発表している。例えば、2011年に「著作物登録手続きのさらなる規範化等に関する作業に係る通知」を発表し、著作物登録申請の受理、著作物登録申請の審査、著作物登録期間、登録却下の決定、著作物登録証の内容、著作物登録用紙・登録証の様式などの面から著作物登録手続きが規範化された。2016年には「著作物登録証の規範化に関する通知」を発表し、著作物登録証の様式、著作物登録番号の様式、地域コード表および著作物分類番号などに関する規範上の要求が明確にされた。また、2017年には「電子版著作物登録証の規範化に関する通知」を発表し、電子版著作物登録証の作成・交付主体、法的効力、証書の様式、記載情報などについて具体的な要求がなされた。

## 2. 2 著作權登録の効力と意義

中国の著作權登録は自主登録の原則を取り入れており、登録するか否かは著作權者の任意である。「著作權法実施條例」第6条は、「著作權は著作物の創作が完成した日から発生する」と定めている。このため、著作物がひとたび完成すると、著作權が自動的に発生し、法律により保護され、発表したり出版したりする必要はなく、登録も必須ではない。「著作物自主登録試行規則」にも「著作物は登録にかかわらず、作者又はその他著作權者が法により取得した著作權は影響を受けない」との類似の規定がある。しかし、著作權が自動的に取得できる状況下で、著作權者にとって帰属の証明はたびたび困難となる。このため、「著作物自主登録試行規則」

第1条の規定では、「作者又はその他著作權者及び著作物使用者の法的權利を守り、著作權の帰属に起因する著作權紛争の解決に資し、著作權紛争の解決に初歩的な証拠を提供するため、ここに本規則を定めるものである」とされている。著作權登録は著作權の状態を公表するための一種の手段であり、その目的は著作權者と著作物使用者の法的權利を守り、著作權の帰属に起因する著作權紛争の解決に資し、著作權紛争の解決に初歩的な証拠を提供することである。

著作權の帰属を証明するさまざまな証拠のうち、著作物登録証は、著作物の名称、著作物の種類、著作權者、著作物完成年月日および初公開・発表年月日など、著作權に関する情報を最も有効かつ全面的に示すことができる。著作物登録証は、著作權に関する紛争が発生したときの、權利を主張する有力な武器となる。著作權の帰属の初歩的な証明として、著作物登録証の内容を覆すに足る反証がない限り、司法・行政機關は著作物登録証の記載事項を証拠として採用することができるため、關係權利者による立証の難易度が大幅に下がる。また、著作權の譲渡、使用許諾などの著作權取引活動を行うとき、權利証明として、取引の安全性が高められ、取引の円満な遂行に役立つ。著作權への質權設定による融資を行うとき、質權設定による融資の法定プロセスである質權設定登録の重要な資料であり、評価機關が著作權の価値を評定する重要な証明文書でもある。

權利証明の提出は、通常、著作權者が反海賊版・權利保護の行動を開始する前提となる。現在、著作物の著作物登録証は電子商取引プラットフォーム上で広く用いられている有効な著作權權利証明書類となっており、司法機關または行政機關が、司法または行政手続きを開始するときに提出を求める權利証明書類にもなっている。

中国の国内企業にとって、著作權登録は權利

を証明する証拠とすることができるほか、中央または一部地方・地域の産業政策によると、企業著作権者は税制優遇、補助金、ハイテク企業認証などの面で政策上の優遇または支援を受けることができる。政策上の優遇または補助金を申請するときには、著作物登録証を提出する必要がある、ソフトウェア著作権登録は権利者が各種の優遇政策を受けるための前提条件となる。例えば、権利者は「ソフトウェア産業及び半導体集積回路産業の発展の奨励に関する若干の政策」に基づき、税収、知的財産、投融资、産業技術、輸出、人材誘致などに関する若干の優遇政策を受けることができる。このほか、「ソフトウェア著作権登録証」の取得後、「ソフトウェア製品の登録およびソフトウェア企業の認定（双ソフト認定）」を受けることができ、これにより国の税制優遇政策を受けることができる。もし、ソフトウェアの著作物を技術の資本参加に充てる場合、「ハイテク成果の資本参加に係る若干の問題に関する規定」に基づき、コンピュータソフトウェアをハイテク技術の資本参加に充てることができるが、一般的に、権利者が「ソフトウェア著作権登録証」を評価根拠として提出するよう求められる。上述の政策上の優遇または補助金は中国の著作権登録件数の急速な増加を促進する要因の1つとすることができる。

## 2. 3 著作権法改正草案中の著作権登録制度に関する規定

前述したとおり、中国の著作権法の中に著作権登録に関する規定はないが、主に行政法規、部門規章および司法解釈にて定められている。現在「著作権法」の第3次改正が進められており、「著作権法」改正草案の第8条は、「著作権者及び関連の権利者は国务院の著作権行政管理部門が設立した専門の登録機関で著作権又は関連権利の登録を行うことができる」と定め、「登録文書は登録事項が事実であることの初歩的な

証明である」と定めている。登録には料金を納付しなけりばならず、料金徴収基準は国务院の財政、価格管理部門により決定される。著作権および隣接権の登録管理規則は国务院の著作権行政管理部門が別途制定する。改正草案ではさらに、著作権に関する許諾契約または譲渡契約の登録、著作権の質権設定登録の内容についても定められている。

上述の改正草案が採択されると、著作権登録の法律上の位置付けおよび登録手続き、審査基準などに対して非常に大きな影響を与えるであろう。著作権登録の効力について、改正草案では「登録書類は登録事項が事実であることの初歩的な証明書である」と定められ、これは、登録の「目的は著作権紛争の解決に初歩的な証拠を提供することであり、その役割は著作権の帰属に起因する著作権紛争の解決に資することである」とした現在の部門規章の規定と比べ、著作権登録の法律上の位置付けと効力がより一層明確になっている。著作権登録機関について改正草案では、著作権登録機関を国务院の著作権行政管理部門が設立した専門の登録機関と定めている。現時点の国务院の著作権行政管理部門は国家版權局であり、国家版權局は著作権登録業務実施機関として中国版權保護センターを指定している。中国版權保護センターにより全国の著作権登録業務が一元化されたなら、登録手続きの規範化、審査基準の統一、全国登録情報データベースの構築などに重大な意義を持つ。

## 3. 著作権登録の運用状況

国家知的財産戦略が着実に実施され、知的財産権強国の建設が推進され、これに伴い著作権を含む知的財産関連活動もかつてない高い水準まできており、イノベーションを奨励する重要な保障として、産業政策・環境が絶えず改善されている。経済の転換・高度化、イノベーション主導型発展という新たな情勢のもと、中国の

著作権の創造、運用、保護、管理およびサービスの水準は高まり続け、著作権関連事業の急速な発展という新たな段階に入った。近年、中国の著作権登録件数は大幅に増加し、2018年の全国著作権登録総数は、2011年の57万705件より約6倍増加し、345万6,791件となった。

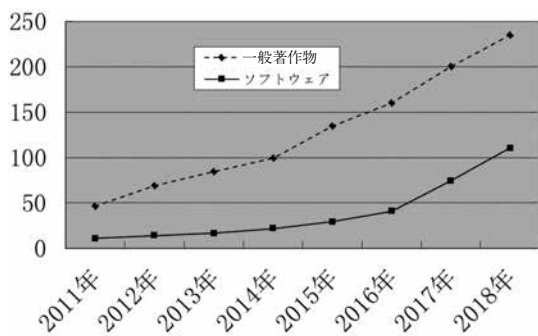


図1 著作権登録件数 (単位：万件)

著作物の著作権登録の地域別分布状況についてみると、2018年の登録件数の増加が比較的急速であった地域は、次のとおりである。北京市が91万9,543件で、登録総数の39.10%を占めた。江蘇省は30万2,175件で、登録総数の12.85%を占めた。上海市は26万1,642件で、登録総数の11.12%を占めた。中国著作権保護センターは24万4,150件で、登録総数の10.38%を占めた。四川省は17万1,333件で、登録総数の7.23%を占めた。福建省は9万6,181件で、登録総数の4.09%を占めた。

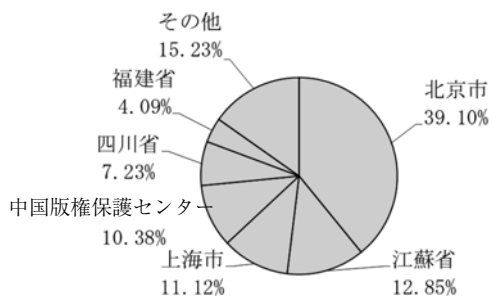


図2 著作権登録の地域別分布状況

著作物の類型についてみると、登録件数が最も多いのは美術の著作物で、99万2,513件あり、

登録総数の42.20%を占めた。第2位は写真撮影の著作物で、91万7,045件あり、登録総数の38.99%を占めた。第3位は文字の著作物で、27万8,170件あり、登録総数の11.83%を占めた。第4位は映画・ドラマの著作物で、5万3,224件あり、登録総数の2.26%を占めた。このほか、さらに音楽の著作物が3万4,802件、映画・ドラマ以外のビデオ撮影製品が1万3,406件、図面の著作物が1万1,724件、録音製品が8,369件、模型、演劇、曲芸、建築などが合計4万2,699件であった。

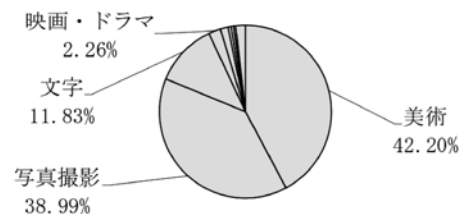


図3 著作権登録の類型

中国著作権保護センターのソフトウェア著作権登録に関する情報の統計によると、2018年に全国で完了したソフトウェア著作権登録件数は、前年同期比48.22%増の合計110万4,839件であった。登録の地域別分布状況についてみると、ソフトウェア著作権登録の多い地域は主に東部に分布しており、その登録件数は約80万件で、登録総数の72.78%を占めた。東北地域の登録件数は相対的に少ないものの、その増加率は比較的速く、全国の増加率を約42%上回っており、その他の地域に比べ増加が最も速かった。各地の登録件数の状況についてみると、ソフトウェア著作権登録件数が比較的多い省(直轄市)は上から順に、広東、北京、上海、江蘇、浙江、山東、四川、福建、湖北、河南であった。上述の地域のソフトウェア登録件数は合計約85万件で、登録総数の77.38%を占め、このうち広東省のソフトウェア登録件数は約28万件で、登録総数の24.28%を占めた。

特に、ソフトウェアの登録が多い分野が、期間によってそれぞれ異なるという点は注意に値する。2018年はアプリケーションソフトウェアの登録件数の増加が比較的顕著で、前年同期比で76.29%増加し、これは増加が比較的急速な注目分野のソフトウェアの類別の1つである。このほか、AIソフトウェアの登録件数が前年同期比で104.02%増、ビッグデータソフトウェアの登録件数が前年同期比64.27%増で、その増加率はいずれもソフトウェア登録全体の増加率を上回り、程度は異なるが、急速発展の形勢が見られる。これに対し、2016年は金融系ソフトウェアの登録件数の増加が比較的顕著で、1年間の金融系ソフトウェア登録件数は前年同期比100.53%増の合計1万6,349件で、他の分類のソフトウェアの増加率を遥かに上回った。2012年はクラウドコンピューティング系ソフトウェアの登録件数の増加率が最も顕著で、登録件数は前年同期比118.65%増の1,946件であった<sup>2)</sup>。

中国著作権保護センターが発表した「2016年度中国著作権登記状況分析報告（2016年度中国ソフトウェア著作権登録状況分析レポート）」（以下、「レポート」）はその年度のソフトウェア著作権登録状況についてより詳細な分析を行っている。各種の著作権者登録状況についてみると、ソフトウェア登録の主体として、合計8万9,024社の企業が2016年にソフトウェア著作権登録を行い、企業著作権者数が全国の著作権者総数の76.19%を占めた。企業著作権者によるソフトウェア登録件数は合計34万9,869件で、全国の登録総数の85.80%を占めた。高等教育機関の著作権者の登録総数は相対的に少ないものの、平均登録件数は比較的多く、2016年度には合計900校の高等教育機関が2万9,125件のソフトウェア登録を行い、1機関当たりの平均ソフトウェア登録件数は33.4件であった。2016年の全国ソフトウェア著作権者登録件数ランキングの状況についてみると、上位10位に入った著作権者の

うち、高等教育機関が9つを占め、その登録件数はいずれも300件を超えた。このうち昆明理工大学のソフトウェア登録件数は910件で、全国1位となった。全国2位、3位は上から順に、華北理工大学、チャイナテレコム（中国電信股份有限公司）で、その登録件数は700件近く、あるいはそれを上回った。「レポート」によると、ソフトウェア市場の目まぐるしく変化する需要とソフトウェア開発技術の不断の発展に伴い、ソフトウェア製品のイノベーションに対する要求も絶えず高まっており、2016年の中国のオリジナルソフトウェア登録件数は合計39万7,824件で、全国のソフトウェア登録総数の97.56%を占めたのに対し、修正ソフトウェア（ソフトウェアのバージョンアップ、ソフトウェアの翻訳、ソフトウェアの結合を含む）登録件数は9,950件で全国の登録総数のわずか2.44%であった。

現在、国外の企業または個人が中国で行った著作権登録に関する統計データはまだないが、すでに公開済みの著作権侵害訴訟および行政摘発の情報からみると、多くの国外の企業が積極的に中国で著作権登録を行い、権利を行使している。例えば、日本の玩具メーカーはすでに中国で自社の製品、製品包装および製品説明書について著作権登録を行っており、著作権侵害行為に対して41件の訴訟を提起し、全て勝訴している<sup>3)</sup>。その他の具体的事例については第5章で詳細に説明する。

## 4. 著作権登録に関する注意事項

### 4.1 一般著作物に関して

ここで、著作権登録は実体審査が行われないため、たとえ登録されても、著作物を構成しないことに注意を要する。すなわち著作権法の定める「独創性」を備えていないために保護を受けられない可能性があるという点に注意しなければならない。例えば、企業がよく使用するキ

マッチフレーズが文字の著作物であるか否かは「独創性」を備えているか否かを具体的に判断する必要がある。最高人民法院はかつて著作権侵害事件の審理において、次のように判断している。「原告が権利を主張するマッチフレーズは地方の方言から成る簡単な配列・組合せであり、作者の取捨、選択、調整、設計などの創造的労働を体現してはおらず、独創性を備えていないため、著作権法上の意味における著作物ではなく、著作権法による保護を受けるべきではない。中国の著作権登録では方式審査しか行わないことに鑑み、著作物登録証を取得することが必ずしも中国の著作権法による保護を受けることにはならない。たとえマッチフレーズの著作物登録証を取得していても、このマッチフレーズには独創性が欠けているため著作物を構成しない<sup>4)</sup>」

このほか、2013年にレゴ社と広東小白竜動漫玩具実業有限公司、北京華遠西单購物中心有限公司による著作権侵害紛争事件<sup>5)</sup>では、レゴ社が係争玩具ブロックについて著作権登録を行い、登録証を取得していたため、当該登録証は国家版權局がレゴ社の玩具ブロックが著作権の保護を受ける著作物である旨を認定していると考え、これを根拠に広東小白竜動漫玩具実業有限公司による玩具ブロックの著作権侵害を主張したが、最高人民法院は判決で次のように認定した。「本事件の問題の核心は係争玩具ブロックが美術の著作物に対する独創性に関する著作権法上の要件を満たしているか否かにある。著作物の独創性とは著作物が作者によって独立して完成され、作者独自の個性および思想を表現していることをいう。独創性とは具体的事実に基づき判断する必要のある問題であり、すべての著作物に適用できる統一的な基準は存在しない。実際に著作物の種類により、独創性に対する要件は完全に同一ではない。美術の著作物についていえば、その独創性には作者の美学分野

における独自の創造力および概念を体現していることが求められる。このため、観賞的価値とともに実用的価値を有する客体についていえば、それが美術の著作物として保護されるか否かは、作者が美学の面で行った知的労働により体現された独自の個性および創造力によって決まるのであり、美学分野の知的労働でないものは独創性とは無関係である。具体的に本事件についていえば、係争玩具ブロックは上面に2つの突起がある直方体1つとくぼみのある突出した円柱体1つからなる。本院は、レゴ社が原審の手続きにおいて提出した製品設計図面などの証拠により、係争玩具ブロックがレゴ社によって独立して完成され、このために一定の労力と資金を費やしたことが証明されていると考える。しかし、前述のとおり、独立して完成し、労力を費やしたこと自体は、ある客体が著作権法により保護される十分条件ではない。係争玩具ブロックの表現形式についてみると、これはレゴ社のブロックを組み合わせた製品のうちの1つの部品であり、当該ブロックの形状およびそれに応じた凹凸の配置は主にそのはめ込みの機能を実現するためのものであり、その実現しようとする実用的機能に制限され、作者の独自の構想および選択を体現し難く、独創性に対する著作権法上の基本的要件を欠くものである。たとえ係争玩具ブロックについて著作権登録を行っていたとしても、著作物登録証は、ある客体が独創性を備え、保護されることを認定する決定的な証拠にはならない。「著作物自主登記試行規則」第1条の規定によると、著作物の著作権登録の目的は著作権紛争の解決のために初歩的な証拠を提供することである。このため、係争玩具ブロックが著作権登録を行っていたこと自体は、それが当然に著作権により保護される根拠にはならない」。

## 4. 2 ソフトウェアに関して

現行の「コンピュータソフトウェア著作権登録規則」によると、ソフトウェア著作権者がソフトウェア著作権登録を申請するとき、ソフトウェアのプログラムとドキュメントを含む、ソフトウェアの識別資料を提供する必要がある。ソフトウェア著作権登録を行うとき、まず、提出する識別資料に営業秘密に関する公開に適さない内容が含まれていないかという点を注意する必要がある、このような内容を含んでいる場合、秘密情報に対してマスキングを行う必要がある。ただし、マスキング部分は提出・保存するソースプログラムの50%を超えてはならない。次に、ソースプログラムの一部などの提出した識別資料が独創的な内容を含んでいる必要がある。提出したソースプログラムに独創的な内容が含まれておらず、すべてが汎用プログラムであった場合に、権利侵害紛争が発生してソースプログラムの比較を行うときは、提出した部分的ソースプログラムとプログラム全体が同じものかを確認することができず、権利侵害で訴えられたソースプログラムと同じものかも確認できないという問題が生じ得る。このため、プログラムの一部を提出するとき、営業秘密の保護に注意するとともに独創的な内容を適度に残しておく必要がある。最後に、ソフトウェアのバージョンアップの問題を考慮する必要がある。これは、ソフトウェア著作権登録から権利侵害紛争の発生までの間に、おそらく幾度ものバージョンアップを経て作られたソフトウェアのソースプログラムの内容が以前のものと一致せず、登録時のソースプログラム内容を確認できなくなるという問題である。かつて、権利者が完全なソースプログラムを提出することができなかつたために敗訴に終わった事例がある<sup>6)</sup>。これを踏まえて、筆者は登録するとともに完全なソースプログラムを保存し、また、「トラステッ

ドタイムスタンプ」取得方式を通じてソースプログラムの完成時間が確認できることを保証することを提案する。ソフトウェアをバージョンアップする度に改めて著作権登録を行うとすると、権利者に過重な負担がかかるため、バージョンアップ時にタイムスタンプを取得する方式を取り入れて、バージョンアップが完了したときの時間と内容を確認できることを保証するのである。

## 4. 3 タイムスタンプに関して

中国ではタイムスタンプの効力について直接定めた法律はないが、タイムスタンプは電子証拠の一種として、訴訟実務においてすでに広く活用されており、複数の判決においてタイムスタンプの証拠としての効力が認められている。タイムスタンプシステムは証拠保存の有効な方法の1つであり、タイムスタンプ認証を経た電子データ文書は事実認定の初歩的な証拠とすることができる<sup>7)</sup>。タイムスタンプはドキュメントに対して唯一のコードを作成することができ、ひとたびドキュメントの内容に変化が生じると、タイムスタンプもそれに応じて変化する。ここで、タイムスタンプは自作タイムスタンプと「トラステッドタイムスタンプ」に分かれ、自作タイムスタンプはユーザが自作したタイムスタンプサーバであり、ユーザはタイムスタンプ設備の時間設定を変更することでタイムスタンプを新たに発行することができるため、ビジネス交渉などに使用することはできるものの、法的な訴訟においては、自作タイムスタンプの法的効力は疑義を受ける可能性があり、公証役場または司法鑑定機構の発行した鑑定証書を備えてはじめて自作タイムスタンプの法的効力を証明することができる、という点に注意しなければならない。中国以外で作成されたタイムスタンプであれば、現地の公証機関および中国領事による認証を経てはじめて法的な効力を有すること



となる。「トラステッドタイムスタンプ」は中国の法定標準時サービス機構である国家授時中心（国家授時センター：National Time Service Center：NTSC）が標準時の通報と維持に責任を負い、標準時およびタイムスタンプの権威性と信頼性を確保する。「聯合信任時間戳服務中心（聯合信任タイムスタンプサービスセンター：UniTrusted Time Stamp Authority：TSA）（<https://www.tsa.cn/>）」が北京聯合信任技術服務有限公司と中国科学院国家授時センターの共同で設立され、当該センターは法定の時刻ソースと暗号技術をつなぎ合わせることで、当事者が提出する電子データ文書に「トラステッドタイムスタンプ認証証書」を発行し、この証書は当該電子データ文書の作成時間および内容が完全なものであり、変更されていないことの証明に用いられる。

ただし、「トラステッドタイムスタンプ」は著作物が完成したときの時間と内容、または特定の時点における著作物の完成の程度は証明することができるが、タイムスタンプを取得した著作物の所持者が著作権者であることを直接証明することはできない、という点に注意しなければならない。発行機関および証明する対象が異なるため、「トラステッドタイムスタンプ」は著作権の帰属の証明に対して補助的な役割を果たすことはできるが、著作物登録証を代替することはできない。

## 5. 模倣品対策における著作権登録の活用

著作権登録は権利の発生および権利の行使の必要条件ではないが、登録によって著作権者に有効な権利保障と権利行使の利便性をもたらす。

### 5. 1 商標の抜け駆け出願の防止

2018年現在、中国の年間商標出願件数はすでに700万件を超え、抜け駆け出願の現象もまだ

多く発生している。もし、商標登録に対する異議申し立てまたは無効審判請求の手続きにおいて、商標の先使用权を主張する場合、先使用商標の中国における知名度を証明し、中国における使用に関する大量の証拠を提出する必要がある。その保護される範囲も先使用商標が使用された商品または役務と同一または類似の商品または役務に限られる。もし、著作権を主張する場合は、対応する標識が中国ですでに非常に高い知名度を得ていたことを証明する必要はなく、係争商標の登録者が「（当該商標に）接触したことがあること、または接触した可能性があること」を証明しさえすればよく<sup>8)</sup>、またその保護の範囲も非類似の商品または役務の区分にまで広げることができる。例えば日本の医薬品メーカーは著作権登録に基づいて第3類の「シャンプー、化粧品」などの商品での第22503507号図形商標登録出願の登録阻止に成功した。

### 5. 2 電子商取引における知的財産権保護

著作物登録証は電子商取引に関する知的財産権保護申し立てでも広く利用されている。例えば、「阿里巴巴知識産権保護プラットフォーム投訴指引（アリババ知的財産権保護プラットフォーム苦情申立てガイドライン）<sup>9)</sup>」では、知的財産権を侵害する商品および行為（商標侵害、著作権侵害、専利（特許、意匠、実用新案を含む）侵害を含む）を発見した場合、知的財産権保護プラットフォームを通じて申立てを行うことができる旨が定められている。アリババ知的財産権保護プラットフォームはオンラインOSであり、アカウントにログインし、身分情報および知的財産権証明資料が検証された後、権利を侵害された商品リンクを送信して申立てを行うことができる。権利証明とは、対応する商標権、専利権、著作権などに関する有効な権利証書をいう。申立てが認められた後、電子商取引プラットフォーム

ーム上の対応する権利侵害商品リンクは削除される。アップロードした権利証明資料は一度確認されると有効期間内は再度提出の必要がない。

### 5. 3 行政摘発

行政摘発は中国の著作権保護の重要な手段であり、著作権保護の過程で重要な役割を果たしている。例えば、2017年に著作権部門が調査、処分した海賊版による権利侵害事件は3,552件で、没収された海賊版製品は970万件であった<sup>10)</sup>。「著作権行政処分実施弁法（著作権行政処分実施規則）」第12条には、申立人が本規則に列举された違法行為について立件、調査・処分を申請する場合、申請書、権利証明、権利を侵害された著作物（また製品）およびその他の証拠を提出しなければならない旨が定められている。権利の証明となる著作物登録証は、行政摘発手続きの最初に必要となる文書である。注意しなければならないのは、「著作権法」第48条には、「権利侵害行為が同時に公共の利益を損なう場合、著作権行政管理部門は権利侵害行為の停止を命じ、違法所得を没収し、権利を侵害する複製品を没収、処分し、かつ罰金に処することができる」と定められていることである。つまり、著作権侵害行為を申し立てて、調査・処分を請求するときには、「著作権の侵害」と「公共の利益の侵害」の2つの要件を同時に満たす必要がある。しかし、商標権または専利権の侵害行為に対する行政処分に対しては、「公共の利益の侵害」という前提条件がなく、これが、著作権侵害に対する行政処分件数（毎年約3,000件）が商標権侵害または専利権侵害に対する行政処分件数（毎年2万件から3万件）を大きく下回り、さらには著作権民事訴訟の件数（毎年十数万件）を遥かに下回る原因の1つかもかもしれない。

行政摘発手続きのほか、「知識産権海関保護条例（知的財産権税関保護条例）」第3条の規定によると、著作権者は税関に対して保護登録

を申請することができる。登録を申請するときには、権利証明、つまり著作物登録証のコピーおよび登録証に付随する著作物画像を提出する必要がある。現在、中国の海関総署（日本の関税局に相当）に登録されている著作権は2,761件で、このうちアメリカの著作権者による登録は353件、日本の著作権者による登録は59件である。







権利名称	権利人名称
 TESLA T设计	特斯拉发动机有限公司
 Happy Baby Face图形	NURTURE, INC.
 Retro Rainbow Unicorn	创销售公司
 F Logo	FACEBOOK, INC.
 Facebook Messenger Lc	FACEBOOK, INC.
 F Logo with a bar	FACEBOOK, INC.

図4 中国海関総署著作権登録情報

### 5. 4 民事訴訟

近年、著作権に関する民事訴訟事件は件数と影響力のいずれにおいても、司法による著作権保護の重要な比重を占めている。最高人民法院が発表したデータによると、著作権侵害事件は

一貫して増加の動きを見せており、2018年の著作権侵害事件は19万5,408件で、この年のすべての知的財産権侵害事件件数の68.9%を占めた。書籍・映画・ドラマの著作物の海賊版による権利侵害行為のほか、製品および製品の包装も著作権侵害が頻発する分野である。

民事訴訟手続きにおいて、著作物登録証は権利帰属を証明する有力な証拠となる。例えば、アストレー・ベイカー・デイヴィス (Astley Baker Davies Ltd, 以下、「アストレー社」)、エンターテイメント・ワンUK (Entertainment One UK Limited, 以下、「エンターテイメント・ワン社」)が汕頭市聚凡電子商務有限公司(以下、「聚凡公司」)、汕頭市嘉樂玩具実業有限公司(以下、「嘉樂公司」)、タオバオ(浙江淘寶網絡有限公司)を訴えた著作権侵害紛争事件<sup>11)</sup>において、アストレー社とエンターテイメント・ワン社が2005年8月19日、アメリカ合衆国に対して「Peppa Pig」(ペッパピッグ: 中国名「小猪佩奇」)の著作権の登録を申請して登録証を取得し、その後中国国家版權局に「Peppa Pig, George Pig, Daddy Pig, Mummy Pig」の著作権登録を申請して著作物登録証を取得した。アストレー社、エンターテイメント・ワン社は聚凡会社がタオバオワン(淘寶網)の「聚凡優品1」店で「ペッパー、ジョージ、ダディーピッグ、マミーピッグ」のキャラクターイメージを印刷した玩具「小猪佩奇厨房小天地」を販売し、製造業者には嘉樂会社と表示され、当該係争商品の説明文には「ペッパー、ジョージ、ダディーピッグ、マミーピッグ」のキャラクターイメージを用いた1件の画像が使用されていた。アストレー社、エンターテイメント・ワン社によれば、聚凡会社が訴えにある権利侵害製品を許可なく販売し、嘉樂会社は訴えにある権利侵害製品を許可なく生産・販売しており、いずれもすでにアストレー社、エンターテイメント・ワン社が所有する著作物の著作権を著しく

侵害している。また、タオバオはネットワークサービスプロバイダとして、商店が出品した製品に権利侵害の疑いがないか自主的な審査を行っておらず、権利侵害行為の停止に関する法的責任を負わなければならない。杭州インターネット法院は、聚凡会社と嘉樂会社が生産・販売などの権利侵害行為を即時停止し、聚凡会社は3万人民元を賠償し、嘉樂会社は12万人民元を賠償するよう命じる判決を下した。一審の判決が言い渡された後、嘉樂会社は上訴した。杭州市中級人民法院は審理を経て、上訴を棄却し、原判決を維持する判決を下した。

このほか、アヒルのアニメ・コミック美術の著作物の複製権・上演権に関する紛争事件<sup>12)</sup>では、2005年3月22日、香港住民の許夏林氏が黄色のアヒルを創作対象として、アヒルの美術の著作物シリーズ「B.DUCK」の創作を完成し、2014年4月24日、広東省版權局で著作権登録を完了した。森科産品有限公司 (Semk Products Ltd, 以下、「森科公司」)はこのアニメ・コミック美術の著作物の著作権者である。2017年1月4日、森科公司は証拠保全を通じ、武漢零点綠色食品有限公司(以下、「零点公司」)がTmall(天貓)ECプラットフォームで販売するブランド「可可哥」のアヒルの首、水掻き、手羽先、舌など4規格のアヒル加工食品が、外装袋の右下に「アヒル」の形のデザインの透かしを装飾デザインしていることを発見した。また、このサイトではさらにショートビデオ広告・音楽の著作物にもこのデザインを使用していた。比較した結果、訴えられたアヒルの手羽先、首、舌、水掻き製品の外装袋右下のアヒルのデザインの透かしは、アヒルの嘴が大きくて厚く、顔がふっくらしていて、目が丸いなどのアニメ・コミック造形の特徴が際立っており、森科公司がデザインした立ち姿のアヒルのアニメ・コミック造形と一致していた。ショートビデオのプロモーション広告のアヒルの動きの造形の特徴も森

科会社のアヒルの造形・デザインの特徴と一致していた。これにより、森科会社は零点会社に著作権侵害の停止と経済的損失の賠償を求める訴えを起こした。武漢市中級人民法院は審理を行い、次のように判断した。森科会社の提出した係争著作物の登録証に基づき、当該シリーズの著作物のインターネットメディア上で発表・表示中の署名情報と合わせて、森科会社が当該アニメ・コミック美術品の著作権者であると認定することができる。零点会社が森科会社からの許諾を得ずに、係争アニメ・コミックの著作物と同じ図案を製品包装袋に使用した行為は複製に該当する。また、係争著作物の主人公のイメージを使用してショートビデオ広告を作成したことは、アニメ・コミック美術の著作物の上演に該当する。訴えられた行為は森科会社の係争アニメ・コミック美術の著作物が法に基づき有している複製権、上演権を侵害しており、(零点会社は)権利侵害を停止し、損失を賠償する民事責任を負わなければならない。零点会社に対しては、著作権侵害行為を停止し、森科会社の経済的損失3万8,000元を賠償し、権利保護のための合理的費用3,536元を負担するよう命じる判決が下された。

## 5. 5 刑事訴訟

中国では著作権侵害行為に関して、侵害者に対して行政上および民事上の責任を追及できるほか、刑事責任も追求することができる。中国「刑法」第217条の規定によると、営利を目的として、著作権者の許可を得ずにその文字の著作物、録音・ビデオ撮影の著作物、コンピュータソフトウェアの著作物などを複製、発行した場合、他人が独占的出版権を有する図書を出版した場合、製作者の許可を得ずにその制作した録音・ビデオ撮影製品を複製、発行した場合、他人の署名を偽造した美術の著作物を制作、販売した場合に、違法収益の額が比較的大きく、ま

たはその他の情状が重い行為は著作権侵害罪を構成する。国家知識産権局が発表した情報によると、2017年に著作権侵害罪で67件の事件の115人の逮捕が許可され、156件の事件で272人が起訴された。権利侵害複製品販売罪では4件の事件の6人の逮捕が許可され、5件の事件で6人が起訴された<sup>13)</sup>。例えば共同で違法に日本人原作の文学を発表して著作権を侵害した事件<sup>14)</sup>では、被告甲(ハンドルネーム:LEO)がウェブサイト上に「軽之国度」フォーラム(www.lightnovel.co)を創設し、当該フォーラム上で許諾を得ずに日本人原作のライトノベルを公開してフォーラムの人気を高め、その後、広告代理店を引き付けて広告を呼び込み、利益の獲得を図った。被告人乙は甲の許可を得て「軽之国度」フォーラムに加入してウェブサイトの管理に関与し、同ウェブサイトが権利を侵害して小説を発表し、利益獲得を図っていることを明らかに認識しながら、なおも継続して小説の中国語への翻訳および電子書籍の手配・管理業務を担っていた。当該ウェブサイトは権利者からの許諾を得ずに、日本人原作の文学の著作物800点余りを違法に公開し、広告収入合計23万1,273元6角を取得した。被告人丙はウェブサイト「軽之文庫」(www.linovel.com)を設立して、ウェブサイト「軽之国度オンラインライトノベル」のデータを「軽之文庫」にコピーし、広告代理店を引き付けて広告を呼び込み、利益獲得を図った。その後、ウェブサイト「軽之文庫」を10万人民元で売り出した。当該ウェブサイトは権利者からの許諾を得ずに、日本人原作の文学の著作物1,400点余りを違法に公開し、その広告収入は合計4万7,950元であった。2017年2月24日、成都市双流区人民法院は一審において、被告人甲を著作権侵害罪により、有期懲役1年5か月、罰金2万元に処し、被告人乙を著作権侵害罪により、有期懲役1年4か月、罰金2万元に処し、被告人丙を著作権侵害罪によ

り、有期懲役1年、罰金5,000元に処した。3名の被告人はいずれも上訴せず、一審の判決が発効した。

## 6. おわりに

本稿では、中国の著作権登録制度および著作権登録の発展の傾向、ならびに中国で著作権登録を行うときの注意事項および各種の権利保護手続きにおいて著作権登録制度をいかにして有効活用するかという点について紹介した。著作権登録は著作権保護対策における重要な制度であり、著作権産業を発展、前進させ、著作権取引を保障し、奨励するために不可欠な制度である。中国は著作権について自動発生原則を取り入れており、著作権登録は権利発生の必要条件ではないものの、それにより著作権者に有利な効果をもたらす。近年、中国の著作権関連産業は急速な発展を遂げており、各種の著作物および著作権の登録件数が毎年大幅に増加するとともに、権利侵害事件件数も急速な上昇傾向を見せている。将来中国で起こりうる著作権紛争に備え、会社の重要な著作物、例えば、会社のロゴ、図形商標、ソフトウェアなどを積極的に著作権登録を行った上、著作物の完成、発表、使用に関する証拠を収集、保存することを提案

する。

## 注 記

- 1) 中国著作権登録制度の基本的な概要について、遠藤誠「中国における著作権登録制度」知財管理Vol.69, No.3, pp.410～415 (2019) をご参照ください。
- 2) データ出典：中国国家版權局ウェブサイト
- 3) データ出典：JETROウェブサイト
- 4) 最高人民法院：(2018) 最高法民申4530号
- 5) 最高人民法院 (2013) 民申字第1281号
- 6) 北京市高級人民法院 (2000) 高知終字第58号民事判決書
- 7) 北京知識産権法院 (2016) 京73民終147号
- 8) 商標審理標準
- 9) [https://ipp.alibabagroup.com/instruction/en.htm?\\_localeChangeRedirectToken=1](https://ipp.alibabagroup.com/instruction/en.htm?_localeChangeRedirectToken=1) (参照日：2019年7月12日)
- 10) 前掲注2)
- 11) 一審：杭州インターネット法院 (2018) 浙0192民初5227号 二審：浙江省杭州市中級人民法院 (2018) 浙01民終7396号
- 12) 武漢市中級人民法院 (2017) 鄂01民初3996号
- 13) 国家知識産権局「2017年中国知識産権保護状況 (2017年中国知的財産権保護状況)」
- 14) 成都市双流区人民法院 (2016) 川0116刑初1004号

(原稿受領日 2019年7月16日)